

盛岡広域振興局長告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和3年9月28日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600511	株式会社アンダンテ	咲の樹 ショートステイ	滝沢市大釜大清水334番地1	令和3年9月30日